

平成30年第3回上三川町議会定例会会議録

平成30年6月11日（月）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について（武名瀬川第三排水区 雨水調整池
整備工事（分割1号））

日程第2 議案第49号 工事請負契約の締結について（武名瀬川第三排水区 雨水調整池
整備工事（分割2号））

日程第3 一般質問

午前10時30分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、本日町長から追加提出されました議案第48号「工事請負契約の締結について（武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事（分割1号））」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、10番・津野田重一君の退場を求めます。

(10番 津野田重一君 退場)

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第48号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本案件は武名瀬川第三排水区の雨水調整池を整備するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものであります。

契約の内容は、契約金額1億158万4,800円で、契約の相手方は、株式会社津野田土木であります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

なお、以降においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取り扱いをお願いいたします。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、10番、津野田重一君の入場を許します。

(10番 津野田重一君 入場)

○議長【田村 稔君】 日程第2、本日町長から追加提出されました議案第49号「工事請負契約の締結について（武名瀬川第三排水区 雨水調整池整備工事（分割2号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第49号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本案件は武名瀬川第三排水区の雨水調整池を整備するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものであります。

契約の内容は、契約金額9,936万円で、契約の相手方は、株式会社東部興業であります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入るわけですが、先ほどと同じく質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第3、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

（9番 勝山修輔君 登壇）

○9番【勝山修輔君】 通告に従いまして、質問させていただきます。

いきいきプラザの施設管理と指定管理者の自主事業について質問いたします。

私は何度もこのことをやっとなのですが、議員である私は、情報公開をしてくださいと言われ、全ての書類をいまだに情報公開すると黒塗りで参ります。アバウトなところはありますが、私なりにきちっと調べ上げたと自負しております。これに基づき質問させていただきます。ただ、ここにいる議会にいる皆様方に、ちょっと申し上げたいことがあります。政治は行政における3本の柱で成り立っていると思っております。倫理、公共性、行動範囲と思っております。私はなぜこのように黒塗りで来るのか、いまだにわからないでおります。

それで、1つ。いきいきプラザは、町民の健康増進と相互の交流の場として機能を果たしているのかについてお聞きいたします。

2つ目。指定管理者によるいきいきプラザの管理は適正に行われているのか。

3つ。いきいきプラザに関する情報公開の請求に対して、町情報公開条例7条各号に基づき非公開決定になる場合、どのような解釈により決定されているのかについてお尋ねいたします。

4番目。指定管理者による自主事業の現在の状況、内容、参加者数などはどのようなものになってい

るのかお尋ねいたします。

指定管理者による自主事業の範囲は、町はどのように考えているのかについてお伺いいたします。

6番目。いきいきプラザ運営委員会の権限の範囲とどのようになっているかの内容について、詳しくお聞きしたいと思います。

ここで補足ですが、運営委員会の中に議員が含まれております。私も議員です。含まれている議員は何を根拠にして全てを知り得るのに、私議員は情報公開をし、1部10円か20円のお金を払い、真っ黒な書類をいまだに受け取っているかについて、詳しく町長からの答弁を求めます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザは、「全ての町民が福祉の向上と健康の維持・増進を図るとともに、町民相互の場とする」ために設置されております。

実際にその機能を果たしているのかということでございますが、昨年度、いきいきプラザの利用者に対して実施いたしましたアンケートの結果、いきいきプラザが「心身の健康に寄与している」と感じている利用者は約9割に上っております。

また、いきいきプラザは、年間で延べ50万人近くの方にご利用いただいております。利用している方の年代は、10代に満たないお子様から80歳を超えるお年寄りの方まで幅広く、このような実態から、町民の健康と相互の交流の場としての機能は十分に果たせていると考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

いきいきプラザの管理運営状況につきましては、毎年度、財政援助団体等監査やモニタリングを受け、「適正である」との評価を受けております。また、モニタリングでの評価でございますが、利用者アンケートの結果が直接評価に結びつくようにもなっており、仮に行政が高く評価をしたとしても、利用者の評価が悪ければ、指定管理者に対して改善を求める結果になる仕組みとなっております。

このような状況において、「適正である」という評価を受けていることから、町としましては、いきいきプラザは適切に運営されているものと認識しているところでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

いきいきプラザに限らず、町が情報公開条例に基づく情報公開請求を受けたときは、非公開情報を除いて公開することになっております。情報を公開するに当たりましては、町が保有する情報と情報公開条例第7条各号を照らし合わせ、非公開に該当する情報であると判断したものが非公開情報となります。

また、過去に情報公開審査会における決定についても参考にしており、適切な情報開示ができるよう努めているところでございます。

次に、4点目についてお答えいたします。

いきいきプラザでは、スイミングスクール、ヒップホップ教室、料理教室など全部で30を超える自主事業を毎年度実施しております。自主事業の実績につきましては、町の情報公開条例の非公開情報に当たるおそれがございますので申し上げることは難しいと考えますが、多くの方に参加をいただいている状況でございます。

次に、5点目についてお答えいたします。

指定管理者制度は公の施設の管理権限を指定管理者に委任する制度でございます。したがって、自主事業の範囲につきましては、条例や指定管理者の公募の際に使用する公募要項などで定められた範囲内において、指定管理者のノウハウを活用して実施するものであると認識しております。

次に、6点目についてお答えいたします。

いきいきプラザの運営委員会は、いきいきプラザの適正かつ円滑な運営を図るために設置されております。この設置目的を達成するため、運営委員会では、「プラザの運営に関すること」、「プラザ指定管理者の審査に関すること」などについて審査を行っております。この審議の結果を町に提案することが運営委員会の役割でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、再質に移らせていただきます。

今、1つ目のいきいきプラザは町民の健康増進と相互の場とありますが、町長が現在、目標どおり機能していると感じているところは、どこを根拠にしているのか、具体的に説明していただけますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、お子様からお年寄りまで多くの方にご来場いただいているということで、そのご来場いただいている方の利用者アンケートでも、9割の方が「心身の健康に寄与している」というふうに高評価をいただいていることから、町民の皆様健康に寄与する施設として親しまれていると感じております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、健康増進というのは、インストラクターや医師の指導に基づける健康であるということの継続だと思いますが、その継続はスムーズに行われているとお思いでしょうか。お答え願えますか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○9番【勝山修輔君】 町長に答弁をお願いしています。

○健康課長【梅沢正春君】 私のほうから回答させていただきます。

ただいまの町長から答弁ありましたアンケートですが、こちらの項目としまして、健康状態の変化についての設問もございました。その中で、例えば、「体力がついた」、「体の調子がよくなった」など前向きな回答、例えば、ストレス解消ですね、そういうのに効果があったという回答が85.4%の方からございました。こちらの結果も加味しまして、利用者の健康の維持増進を担う拠点施設としての役割、十分果たしていると考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は町長に聞いているんで、余計な話をされるのは不愉快ですが、いきいきプラザの管理する実施機関の中に議会が含まれていますが、議会はどのような方で参加すればよいのか、町長。また、議会議員は、いきいきプラザの管理について自由に意見を述べていいものなのでしょうか。

お聞きします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 ちょっといいですか。運営委員会のことでよろしいのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君、詳しくちょっと。

○9番【勝山修輔君】 議会が実施機関の中に含まれています。よく見てください。条例の中に含まれていますが、議会はどのような方で参加すればいいんですか。議会議員はいきいきプラザについて、自由に意見を述べていいんですかということを知っているんです。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君、今言ったのは契約条項というか、何の文章から持ってきたんですか。ちょっと質問の趣旨、僕も理解できなかった。何からその条文を持ってきたの。運営委員会じゃなくて何の。

○9番【勝山修輔君】 情報公開の中に議会という字が最後に入ってくるんです。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、立ってちょっと説明してもらっていいですか。条文がどこから持ってきたのか、意味が全然。

○9番【勝山修輔君】 情報公開条例の中に議会、入ってます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 情報公開条例に記載されています実施機関というのは、いわゆる情報公開を受ける立場側のことを実施機関と言っていますので、議会も町と同じように情報公開を受けるという立場にあるということを示している条例でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 議会というのはこの中のことを言うんです。ここにいる座っている人は議員と言います。議会は動いたり何かできますか。すると、議会議員のことですかと聞いているんです。町長、どっちなんですか。議会は物を言ったり何かはできないでしょう。ここに情報公開に議会というのは、議会は物をしゃべりませんから議員じゃないんですかと聞いているんです。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 繰り返しになりますが、実施機関というのは情報公開を受ける立場です。町民から議会についての情報公開をしてくださいという請求があった場合には、議会としてその要求を受けなければならないということを定めたものであります。また、議員と議会ということですが、それにつきましては、町というものにつきましても、町はという条項が入っていると思いますが、それはやはり今、議員おっしゃったのと同じように、町と議会、町は動けません。そういう理屈になってしまいますので、その中の職員が対象になるということで考えていただいて結構だと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 詭弁使っちゃだめだよ。つまり、議会はね、町民に対して情報を提供する立場にあるわけ、議会というのは。となれば、議員は、構成する議員も実施機関の一員と明細な情報をあらかじめ知らなければ、ある立場にあるわけだから、議会は、議員は情報公開をわざわざ求めることなく実施機関なんだから当然、管理者に全情報を見て知ることの立場にあるんじゃないですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私、手元に情報公開条例自体はただいま持参しておりませんので、細かいことについては答弁を差し控えたいと思うんですが、情報公開条例というのは、町、また、先ほど言っていた実施機関でいう議会ですね、それから、実施機関ということであれば、教育委員会、農業委員会、そのような町民に対して何らかの働きかけをする団体のことを実施機関と言っております。その実施機関につきましては、情報公開条例に基づいて、「町民に情報を公開しなさい」と請求があった場合には、「情報を公開しなさい」というのが情報公開条例の趣旨でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとね、運営委員会にも議員は入っているわけですよ、2名もね。元職も、充て職で全てが。私は議員をやっているんです。町長も私も、課長さんたち以外の人は町民に選ばれてここへ来ているわけです。それがここに議会と書いてあれば、知って町民に教えなきゃならないという立場ではないんですか。町民の知る権利を教える立場ではないんですか。どうなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、運営委員会のほうに議員が入っているということにつきましては、こちらにつきましては、いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の第23条に運営委員会ということで、「運営委員会は、委員15名以内をもって組織し、町長が委嘱する」。それで、その施行規則の第10条にですね、その構成ですね。運営委員会の構成ですが、1号としまして、議会議員の代表ということで入ってまいります。実際に議会議員の代表ということで、運営委員会じゃ3名の方、まず、町議長、それと、産業厚生常任委員会の委員長と副委員長ということで、3名の方に委嘱している状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、今、ちょっと別なごとを説明してやるね。朝日新聞の天声人語の中にね、議員の求めを退けるなら、検討します、研究します、精査しますと答弁し、議員の挑発には乗るな、議会では神妙そうな顔をし、わかったように相づちを打ち、余計なことは言わんばかりに議員は公務員であると自負し、慌てず騒がずそつなくこなせということを書いてました。あなたはこれを絵で描いたようにやってらっしゃるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、発言を訂正してください。呼称で呼んでください。

○9番【勝山修輔君】 課長さん、そう思いますか。今、私の答弁と同じでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 申しわけありませんが、そのようなことにお答えする立場にはないと思いますので、答弁のほうは失礼させていただきます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあね、自主事業の内容を町民は知る権利はありますか、ないですか、町長。なぜなら、指定管理は町民の税金で賄われてるんです。説明する、知る権利はありませんか。お答えください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 情報公開につきましては、情報公開請求があった場合に、しかるべき職員がきちんとその条例に基づいて審査をして情報公開をしていますので、情報公開にしてはそういうことです。

知る権利というふうなことで、これは情報公開条例に基づいてやっていますので、その情報公開条例に基づいてそれを開示できるものは開示しているということでもあります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、情報公開の話じゃなくて、指定管理料は税金で賄っているんですが、町民はその知る権利はありませんかということをお聞いているんです。あるかないかで結構です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。先ほどとちょっと質問の要旨が不明なんですけど。もう一度、質問要項をお願いします。

○9番【勝山修輔君】 いきいきプラザの指定管理料は町税で賄っています。町民の知る権利はありますか、ないですかということをお尋ねしています。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 議員のおっしゃいますように、指定管理料につきましては、知る権利はあると考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、指定管理ということは、議会議員は民主主義の理念を持って、町長以下執行部、執行行政に物申す機関ですよ。物申す機関でなければなりません。総勢は町長、議員は物申す機関じゃないのかあるのか、ちょっとお答えしていただけますか。行政に物を言う議員か議員じゃないか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 議員の皆様も町民の皆様の選挙を経て、負託を得て、議員としてのお仕事をされているということですので、町民の皆様のためのお仕事をされているというふうに理解しております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、そうですね。物申す機関ですね。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 物申すと言いますか、町民の皆さんのためにいろいろお仕事をされる立場だというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、この指定管理の中に、民主主義には多数決の原理とは違いますが、個人の少数意見も尊重しなきゃならないというのが、この議会の中にはあるんじゃないでしょうか。私が今ここでこのことを言うことは、議員は物申すところですよ。情報公開は町民に教えることができない人ばかりならば、私、この質問をしないんですね。3人もの議員はこの運営委員会に入って、全てを知り得るんです。私はこのことを聞こうと思うと、真っ黒い紙が来るんです。それでは、私は物申すことができないということを今ここで説明をしているんですが、どう違うんでしょうか。お答えください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 細かいところは健康課長から答弁させますが、ただ、運営委員会に所属しているというか、参加をいただいています議員の皆様方に示している情報と議会の皆様を示している情報がそんなに差異があるとは思っておりません。その部分に関しては、健康課長より説明させます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、先ほど議員がおっしゃってます黒塗りの情報公開の件ですが、指定管理料に係る部分については、ある程度の公開はさせていただいてると思います。全て黒塗りで出しているのは、自主事業にかかわる部分だということでご理解いただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとね、日本水泳振興会というのが指定管理者です。この指定管理者が、稲沢市では全て自主事業までホームページに載せてあります。それで、私どもはここに情報公開をお願いしたら、喜んで全て送っていただけました。上三川町の議員である私が情報公開をしろと言うんです、真っ黒い紙を何回ももらう理由と、ほかの行政では全てあからさまにしていることの違いは、町長、何だと思いませんか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 他の市町の事情は存じ上げませんが、先ほど来申し上げましたように、私どもは町の条例の基づいて審査をして、条例に基づいて公開をしているところでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあね、行政が違くと公務員の質も違うのは当然でしょう。しかしですね、同じ水泳振興会が指定管理者になっている稲沢市は、情報公開に全てを提出しているのにもかかわらず、上三川町は情報公開請求をして、黒塗りをよこすということの違いは何だと思いませんか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問ですが、まず、先ほど町長が申しましたように、町としては、町の情報公開条例に従って全て事務処理はしております。それと、先ほど、当初の町長の答弁にもありましたが、既に1回、町の情報公開審査会というものをかけております。その中で非公開という答申をいただいております。この条例とこの非公開という答申に基づきまして、上三川町では現時点では開示は難しいと考えております。

また、他市町の動向についてお話がありましたが、あくまでも今のような町の条例、情報公開審査会との答申、そこにに基づきまして事務処理しておりますので、その後、平成26年9月以降ですね、条例のこの部分についての解釈の変更、あるいは情報公開審査会の内容についての変更、こちらはございませんので、26年の結論を変更するものではないと考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 甚だしくね、議会は行政執行部の監視機関なんですよ。役目も果たさない議員がね、町民の負託を受けてここにいること自体、失礼なことになるんですよ。上三川町の議会議員は、まるで行政の執行部のかいらいなんですか。かいらいというのはわかりますか。成り下がっているんですか。また、議会議員の中に、議場の中にはね……。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、質問趣旨を訂正して質問してください。

○9番【勝山修輔君】 はい、訂正いたします。

条例にはね、7条3号について解釈の定義が分かりますが、その定義は、町長、わかりますか。情報公開の7条3号についての解釈の違いがわかりますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 情報公開条例の所管自体は総務課でございます。ただし、各情報公開請求につきましては、各所管課が受け付けをして処理をしております。万が一、各課の所管課の処置に対して不服がある場合には、不服審査制度がございます。そちらの不服審査制度を受け付けるのが総務課で受け付けてございます。不服審査があった場合には、職員ではなく第三者の委員にお集まりいただきまして、委員の立場でもってその決定が正しいかどうか評価していただくという制度でございます。

勝山議員がおっしゃっている情報公開の不服に関しましては、私どものほうでは不服審査、以前に1度受けたことはあるみたいなんです、それ以後は特にございませんので、各所管課の判断で行われているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 総務課長、第7条の3号についての解釈及び定義がわかりやすくお教え願えますかと言っているんだ。あなたの言っているのは何を、情報公開条例を提出しろという話をしているんですか。これが1つ、私が聞きたい。

それじゃあ、もう一つね。憲法上の権利の保護の必要性と公共福祉との必要性が対立したときは、町長はどちらを優先させるのかお聞きします。わからないですか。わかりますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 町の条例も全て日本国憲法のもとにつくられている条例ですので、憲法に基づいて情報公開もさせていただきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 もうちょっとしっかり答弁してください。憲法上の権利の保護の必要性と公共の福祉が、必要性が対立したときは、町長はどちらを選ぶんですかと聞いているの。憲法を選ぶのか、必要性を選ぶのかという質問なんです。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 憲法で認められていますさまざまな権利、これが全て国民の、これ、憲法を守るというのが義務ですから、憲法に基づいて全ての条例もつくられておりますので、憲法と町の条例、それが対峙するものではないと考えておりますので、憲法と町の条例でどちらを優先するかという問いには答えられません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今ね、憲法上の憲法の話じゃない。憲法上の権利の保護と公共福祉の必要性が対立したときは、町の人のことを言っているんですよ、国民の話をしてるんじゃない、どちらが優先ですかという話を聞きたい。わからないかな。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、もう一つ、わかりやすいのを聞きましょうか。つまりですね、法人の利益の保護なのか、町民の利益の保護なのかというふうに置きかえたら、どちらが優先順位があるんでしょうかということです。わかりますか。じゃあ、もっとわかりやすく言うと、いきいきプラザの指定管理者と町民の利益が対立したときはどっちを選ぶんですかって、わかりやすいでしょう、こんなら。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 指定管理者は町の指示のもとに、町民の健康管理また福祉の向上のために指定管理業務を行っておりますので、その中で町のために、町民のために行っている仕事を指定管理者にさせていますから、そこが対峙するという事はないというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何遍も聞いてるんでしょうよ。いきいきプラザ指定管理者の利益と町民の利益を、どっちを優先させるんですかという簡単明瞭な話ですよ。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 議員がおっしゃっている意味を私的的確に捉えてないかもしれませんが、いきいきプラザの指定管理者は町民のための仕事をしているので、そこは当然町民のための仕事をしている業者と町民のためをこちらが委任しているわけですから、そこが対峙することはないというふうに思っております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、ちょっと前後しますが、いきいきプラザの自主事業はどのぐらいの売り上げがあるとご存じなんでしょうか。それで、その利益が何百万円だという結果が出るんですが、これは町の情報公開に載っている額です。何が人件費がかかるか、何がかかるか私はわからないんですが、別なときに言おうと思うんですが、あげくの果てにですね、6年間で町長は減免、減免ってわかりますね、減免を355万8,230円も利益が出過ぎている会社に減免してやるんですよ。毎年毎年、60万も減免してやるんですよ。減免する理由がどこにあるんだか、町長にお聞きしたいんですね。減免をしてるんですから、減免をしている内容はわかっているはずででしょう。こんだけの減免を、なぜこんだけの売り上げがあるのに。

じゃあ、売り上げも先に言いましょうか。1日平均6,284名もの利用者がいます。これは私がアバウトで調べたの。20年から30年の17年間で17億1,600万もの指定料を払い、自主事業で11億4,947万930円も売り上げがあるんですよ。上三川にこんな会社ありませんよ。これでなぜ減免をするのかということをお尋ねしているんです。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 細かな内容までは全て把握しているわけではないものですから、その辺のお答えは担当課長から答弁させていただきます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、自主事業の利益の件に関しましては、これは先ほどから申し上げております町の情報公開審査会で非公開が妥当とされているものですので、その点についての答弁は差し

控えさせていただきます。

また、減免の件につきましては、申しわけありませんが、私、議員がどのような内容でこの減免ということを言っているのか、ちょっと理解しておりません。わかりません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あなたの出した情報公開に減免の金額が載っているものを、把握ができない減免をしてやってるんですか。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、減免をちょっと説明していただけますか。

○9番【勝山修輔君】 情報公開で得たものの中に、減免処置が載っているんです。なぜ減免したのかわからないで減免してるんですかというお尋ねです。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 いきいきプラザの運営の中で減免というのは、指定管理者に対しての減免はしておりません。もしかしたら勘違いされているのかもしれませんが、減免というのは利用者に対する減免は行っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この自主事業がやり過ぎているために、元役場の職員が会員をやめたことで、「どうしてやめたの」と言ったら、「自主事業が多くて好きな時間帯に行けないから、やめちゃったんですよ」って。そのくらい自主事業を一生懸命にやっている理由は、町長、何だかわかりますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 細かい数字までは全て把握しているわけではありませんが、基本的な考え方として、指定管理をこちらからお願いするに当たっては、その指定管理料をかなり割り引いて予定金額を設定しております。ですので、指定管理者側からすれば、そういった事業がないと収支のほうで赤字になってしまうということで、当然そういった自主事業等も力を入れ、そして、そこが町民の皆さんに評価を得て、多くの町民の皆さんが訪れてくれているということですから、今はいい形になっているというふうに理解しております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、改めて聞きますが、自主事業というのは、どこまでやらせたら指定管理料の赤字がなくなるんですか。それとも、指定料金では足りないから自主事業をやらせているんだというふうな解釈なんでしょうか。その辺をきっちり話ししていただけますか、町長。自主事業は幾らまでやればいいのか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 まず、町のほうで指定をしている指定管理料に入っている事業は、これはまず大前提として先に行ってもらおうと。これを行ってもらった間の時間的な空間とかそういうところに自主事業を認めているということで、先ほども申し上げましたように、町で指定しているものをやっていたいでいる、それだけでは予算上、間違いなく赤字になると。その部分を自主事業で回収をしてもらっていると、そういうふうな仕組みになっております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、どこまでが赤字になるか、赤字にならないのかというバランスシートはあるわけですね。その売り上げがこの線なら自主事業やってくれないと赤字になっちゃうからやってくださいよということですね。その額というのはどのぐらいで査定してるものなんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 繰り返してしまいますが、まず、その指定管理者を選定するに当たっては、要綱の中で、町がこれはやりなさいと、やってくださいということをまずお示しをしています。それをやっていただくのに、それなりの経費がかかるわけでございます。町としましては、最低限これだけはやってくださいというものをきちんとやっていただいて、そして、町民の皆様から、利用者の皆様からの評価が高評価をいただいているということは、指定管理者として十分仕事をしているということになるかというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 その額を町長はご存じですか。自主事業の売り上げが。私の調べた範囲では、さほど狂いはないと思いますが、年間で1億2,770万ぐらいあるはずですよ。これだけの売り上げが自主事業だけであるということは、どこを根拠にして赤字になるとかならないとかって、おわかりになりますか。これだけ自主事業をやらせるということは、町長は皆さんのアンケートで、健康になった、何になったという上辺だけの話でやってるんじゃないんでしょうか。これだけの額を稼ぎ出せる、上三川に会社はあると思いますか。利益の話じゃなくても結構です。売り上げでも結構です。1億2,000万です。これは管理費用をもらって自主事業をやっているんですよ。電気、ガス、水道は指定管理者に指定料で払っています。何もなくて、せいぜい、この売り上げを計上するには、先生、インストラクター、あと、掃除の人、掃除の人は指定管理料で払ってますよ。要るのがこの二種類しかないんですよ。それでこれだけのものを売り上げていることが、利益が30万、40万の話をするんです。会社で、町長、自分も昔経営者だったんですよ。売り上げでもって、人件費は幾らぐらいは人件費なんだよとわかるはずですよ。これだけの売り上げがあることをひたすら隠して、指定料をまるっきりとって、年とった人たちの値上げをしたり、器具部品を新しく変えるから会員の人たちに値上げをするよというのを、あなた認めたじゃないですか。こんなことがあって認めたんですよ。言ってみてください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 多少誤解があるかと思いますが、私のほうから、指定管理制度について多少説明したいと思います。

指定管理制度は国のほうで、公共施設の管理をするに当たって、役所が直接管理するより民間のノウハウを使って管理したほうがローコストで施設管理ができるということで導入された制度でございます。基本的には、公共施設、上三川の場合ですと、いきいきプラザのほかには町の体育館、図書館、農業改善センター等が指定管理で、民間公募で行われております。そのほか、コミュニティーセンター等はその地域のコミュニティー団体のほうに、指定でもって指定管理者をお願いしているという状況でございます。

指定管理者が施設を管理する基本の部分は施設の貸し出し業務です。ただ、いきいきプラザ等、健康

管理を目的にした施設でございますので、単なる貸館業務では利用者の方が自分で運動を考えてやらなくてはならない、例えば、プールですと、お子さん等が勝手にやったのでは危険が伴うということで、指定管理の中に事業も含まれてございます。ただ、その事業の部分については、私は詳細を知りませんが限度があるということでございます。当然、利用者の中からは、自分で勝手にプールを使ってやるというよりは教室形式で教えてほしいという利用者が多数ございます。そういうものに呼応する形で自主事業が盛んに行われているという実情でございます。その辺の指定管理制度については、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 総務課長、館を貸している、管理しているという、それで自主事業をやらなくて経費が節減されると言うんなら、何も自主事業しなくていいわけじゃないの。あなたは何を根拠に自主事業のことをわかってしゃべってんの。自主事業というのは、私がこの建物を借りて営業をいたしますよと言ってやってるのが自主事業です。その自主事業の中で収支残高を情報公開上で載せてると、296万3,256円という計算になるんだ。これだけの売り上げがある会社が、利益がこれだけだということが当然だと思って、あなたはしゃべってますか。お話ししていますか。自主事業というのは、あなたの言うとおりの経費節減でやっているなら、やり過ぎなことはないでしょう。あなたは何か今、赤字だから自主事業をやらせてるんだという答弁だよ。自主事業もやっていますよ。それで、これだけの経費ですよという計算をしてだね、自主事業の売り上げが指定管理者の利益にどのくらい与えるか、わかってしゃべってますか。わかるなら答えてみてください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私、所管外ですので、指定管理者がどれほどの利益を上げているかということは私は知りません。私が言いたいのは、自主事業で施設を利用する方の施設の利用料ですね、その分については、当然、自主事業の事業者からいきいきプラザの利用料として収入に上げてあるということですね。それによって、自主事業が盛んになることによって、いきいきプラザの利用者自体がふえてきているということもご理解いただきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 じゃあ、私からも。まず、指定管理者の自主事業、議員は先ほど大変大きな利益を上げているということをおっしゃっておりますが、その根拠になるものはちょっと私のほうではわかりませんので、特にその辺についてのご答弁はいたしません。先ほど総務課長が申しましたように、指定管理料とは別枠で人件費や施設利用料など事業運営費を支出しておりますので、議員おっしゃるほどの大きな利益を得ているとは私は考えておりません。

また、指定管理制度についてですが、もともと指定管理制度がつけられた理由、目的としまして、収益事業を行う株式会社などにも管理運営を任せて、民間の経営ノウハウを生かし、なおかつ収益の見込めるインセンティブを与えることでその能力を有効に引き出し、そのことにより施設の管理、利用者サービスを向上させるという観点がございます。こちらは既にもう平成8年の時点で、国の、これは公共サービス分野における民間参入ということで、平成8年、行政改革委員会において出されている答申でございますが、そのような考えに基づいて指定管理者制度というのは進められております。指定管理者

制度において自主事業を認めることは制度上織り込み済みのことであり、そのことにより制度が成り立っているという面もございます。自主事業を行わせることは、ある意味、制度を効果的に行うことに必要なものと思われております。

また、株式会社、こちらではですね、平成14年の内閣府総合規制改革会議ですね、こちらでの答申ですが、その中で、株式会社というものにつきまして、利益の増大や企業価値の増大を目指す経済主体であり、徹底した顧客満足の向上、サービスの向上や無駄なコストを省く効率的な経営ができると。そして、努力した者には報われるための多様な報酬等の制度、インセンティブの付与は、利用顧客に対する在サービスの適正化、利便性の向上に資すると国のほうの答申も出ております。これに基づいて指定管理者制度は始まったものでございますので、そもそも指定管理者制度において自主事業は必要不可欠なものと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 国がそうとか、国の評価を今、この議場で、上三川町の議場でやっているわけじゃないんです。総務課長にお尋ねしますが、あなたがそういう答弁をした。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、発言、あなたはやめて呼称で呼んでください。

○9番【勝山修輔君】 総務課長にお話ししてあげますが、指定管理者はお財布が2つあります。わかりやすく言いますよ。1つの右側のポケットには、教室の使用した利益が入ります。この利益は町のものです。わかりますね。町が管理しているんです。もう一つのポケットには自主事業をやった利益が入ります。これを合算して指定管理料で自主事業でもらっているということをあなたは知ってて答弁してるかな。あそこへ行ってこうやって教室を借りるのには、教室は1時間幾らですよという町のホームページに載っているお金を払うんです、使っている人は。じゃあ、私がその先生だとしましょう。生徒をここに集めてダンスをしています。使用料は町に払うんです。その使用料の入っているものもこっこのポケットに入っているんです。コストが幾らかかるかわかりもしないのに、ここの生徒からとった月謝はここのポケットに入ります。両方とっているんですよということ。それを知ってしゃべっているんですか。

それから、課長に聞きますが、国が指定した以上にここはやってるから、癒着があるんじゃないかと言ってずっと調べているんですよ。あるかないかは調べているうちにわかるでしょう。議員は知り得ているのに、片や議員は情報公開をしるとお金をとられているんです。町民のためにわかって、こんだけの利益があって、経費がこれだけが利益だったって、誰も信じないでしょう。じゃあ、教室の使用料は町のものなんですよ。指定管理料を払っているんだから。それがどこに入っているんだか説明してください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、利用料金についてでございますが、こちらにつきましては、指定管理制度の中におきまして地方自治法第244条の2で、利用料金は条例の定めるところにより指定管理者が定める。そして、それは指定管理者の収入として収受させることができると地方自治法で定められております。その法に従って、指定管理者の収入となっている状況でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあね、指定管理料というのは何なんですか。条例で決めた教室の使用料や何かは町にくれるべきものじゃないんですか。指定料を払っているんだから。管理費を払っているんだから。それまで利益に上げてるんだというの、条例が決めたとかそのくらいのもはしょうがないって、それを利益としたらどのくらいあるか黒塗りでわからないんですよ。それを知り得たいと思っているわけ。何時間教室を使って、いろんなスポーツがありますよ。儲からないのもあるでしょう。しかし、教室を使った使用料はもらっているはずですよ。これを町にくれてんだら、指定管理料を払うのは当然なんですよ。それもポケットに入れて、売り上げがない、損するんだ、経費節減だと言っている説明をはっきり説明してください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 指定管理業務についての使用料は町に入っております。自主事業の利用料金については、先ほど法の定めるところによりまして、指定管理者のほうに入っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それで、情報公開に、指定料を町からもらってます、使用料をね。それはどこへ出てきますか。どこの収支決算に出てくるんですか。町はそのお金をどこで公表しているんですか。指定管理者からもらっているんでしょう、お金は。それはどこに、明確にして。課長がポケットへ入れてるなんて思っちゃいけないんだよ。どこに載ってくるのかと聞いているの。どこにも載ってないじゃないか、1年間の。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 指定管理者が指定事業、自主事業を行った場合の施設使用料は確かに町に入ります。それがどこに行っているかということでございますが、それにつきましては指定管理料のほうに含まれておりますので、委託料のほうに入ってくる形になっております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、町がいただいているのは指定管理料で行っちゃっているというの。じゃあ、それは指定料のほかに行っているんですかと聞くと、行っているんでしょう、町長。もらったと言って、計算上あるわけだから。それがどこにも町の利益の中に出てこないんだから、あげたということじゃないの。まさかそれをもうかって、どっか行ったなんてことはないんだから。そうすると、指定料は何だったのかということにならないですか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 当初の指定管理料といいますのは、総支出、その中から利用料に当たる部分を差し引いた金額を指定管理料として計上してありますので、当初の時点の指定管理料からマイナスする形で指定管理料は計算してございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町長、よく聞いてくださいよ。指定料は4月にお金の額を決めているんです。事業で入ってくる金はいつわかるんですか。4月の末、5月の末、6月の末ってしか計算できないでし

よう。それで、ここに自主事業、この指定管理料を計算していると言うんです。おかしいと思わないですか。入る金があるならば、それを減らしたんだったら、どうしてここで金が幾らだという指定料を払うことがあるんですか。減らした額でいいんじゃないの。だからこれが手前みそのおかしい問題なんですよ。それで、値上げをする人たちは年金者が多いんですよ。ここで健康になりましょうと来てるんですよ。サウナに入りたいと来てるんですよ。使っていない自主事業の部品を値上げするなんてことを町長が認めたから、ああいう手紙が出たんです。そうですね。自主事業にやっている人はいいことですよ。エアロビクスに行ったから、台が減ったから、その台を使ってんだから、払いなさいというのは、これは当然かもしれない。しかし、エアロビクスに行っていない年金者がいっぱいいるわけですよ。それが、1,500円値上げをするんです。おかしいでしょう。それを町長は認めて手紙を出させたじゃないですか。この減免はしたとか何だとかと言う前に。課長さんが言うように、指定管理料は年間の予算で決めているでしょう。教室の使用料はいつ決めるんですか。それをいつ減らしたんだって言うんですか。説明してください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 まず、指定管理料を決めるのは、こちらがやらせようとしているものをまず指定管理者のほうに、応募する企業のほうに提示をして、その事業をやってもらいます。そこで使われる施設料ですね、施設の部屋のお金とかそういうのはそこから事前に差し引いて予算を組み立てております。自主事業についてはその間で今度別に、町が指定をしているものとは関係なく自主事業をやってもらっていますが、その部分は町のほうに施設の利用料をいただきますので、最初の積算のときに、これだけ町のほうでは指定管理を決める場合にこれとこれとこれの事業をやるようにというふうに指示をします。その部分をやってもらって、その部分の使用料金、施設の利用料金は既に差っ引いてありますので、そこはもともとの積算のときに反映できているかというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、積算したのも情報公開にはならないんですか。私は議員ですが、その計算をした計算書はもらえますか、もらえませんか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 申しわけありません。情報公開条例に基づきまして、申請のほうを出していただければと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、ここは議会だよ、課長。議員が質問してるんですよ。ほかの議員は知り得るのに、私だけが知り得ちゃいけないことでもあるんですか。課長、議長、みんな入っているじゃないですか。それを知らないでやってるということは癒着してるんですよ。今までこの運営委員会に。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、癒着もしてませんし。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、そのことが、情報公開に当たる理由はありますか。じゃあ、聞いてください。

○議長【田村 稔君】 もう一回言ってください。質問が、趣旨がわからない。

○9番【勝山修輔君】 ほかの議員は知り得て。

○議長【田村 稔君】 ほかの議員は知り得てません。

○9番【勝山修輔君】 運営委員会で何で知らないの。

○議長【田村 稔君】 先ほど町長が答弁したように、運営委員会のメンバーが全てを知っているわけでも何でもありません。

○9番【勝山修輔君】 だから、議会が知らなきゃ説明できないでしょうというのが。

○議長【田村 稔君】 いや、論法が違いますよ。運営委員会の委員はその情報を知っていません、全てを。

勝山修輔君。質問趣旨をきちっと説明してしてください。推定では言わないでください。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、取り消しましょう。指定管理の運営委員会は、何を運営するのに意見を言うんでしょうか。適正な運営というのは、料金が幾らかかる、経費が幾らかかる、33名の職員がいるはずでこれで賄うということを知り得るのが運営委員会だと思うんです。じゃあ、運営委員会にその金額、その他一切話をしないで議事録が作成されているということなんでしょうか。お尋ねします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 運営委員会は役目としまして、指定管理者の事業計画や各施設の利用状況、利用者アンケートなどを議題としまして、運営上の意見をいただいている機関でございます。これまでも、例えば、大広間への食べ物の持ち込みですとか、外灯の設置など、運営委員会で意見として上がり実施につながったものも少なくございません。

また、指定管理者を公募する際の公募要項や仕様書の案は運営委員会でお示しさせていただき、そこでのご意見をいただき、また、指定管理者の公募者選定も運営委員会から選出された委員が実施している状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、何かね、1つだけお尋ねしますよ。自主事業の収支報告は、情報公開の先に運営委員会に説明をし、こういう状態になっているからどうしたらよろしいでしょうかということは運営をしていく上に必要なことだと私は思っております。運営委員会に収入も支出も何も話さないで何を運営させるんか、私には理解できません。時間もないので、これで私の質問を終わりますが、次回もこれと同じことをやろうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

質問を終わります。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時再開いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。また、上着の脱衣を許します。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどの勝山議員の一般質問の中で、勝山議員のご発言の中に、いきいきプラザの料金の値上げを町長が認めたような趣旨のご発言があったように思いましたが、私はそのいきいきプラザの値上げに関して、一切興味を持ったこともありませんし、そういったことを認めたこともございませんので、そこは明確に否定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 それではですね、私の質問をさせていただきます。

私は次の3点について質問をいたします。町執行部の明解なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点はですね、自衛隊機の騒音問題について、4点ほど質問をさせていただきます。

①として、鬼怒川河川敷を利用した訓練は今までどれくらいあるのか。

そして、②が、町に寄せられた苦情は何件あったのか。

そして、③が、苦情があった場合、町の対応はどのようになっているのか。

そして、④は、町民の安全・快適な暮らしを守るためにも、町への事前連絡が必要であると思うが、現状はどうなっているのか。

4点お願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目から4点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

鬼怒川河川敷を使用した自衛隊機の訓練については、北宇都宮駐屯地が実施しており、その実施箇所は宇都宮市の柳田橋から本町までの計15カ所でございます。そのうち、本町内には5カ所ございます。昨年度の訓練日数を北宇都宮駐屯地に確認したところ、15カ所全体で年間約100日実施しており、おおむねその3分の1が本町で実施されていると推察できます。

町に寄せられる苦情件数としましては、正確な記録はございませんが、年間一、二件程度寄せられています。

苦情を受けた際は、当該事案について、その都度、北宇都宮駐屯地に連絡を行っております。

訓練に対する事前連絡につきましては、現在のところ自衛隊から事前連絡を受けてはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点か再質問なんですけども、私はこの問題を平成12年の12月の議会で取り上げました。そして、その中で、4月から12月5日までに訓練ということで、回数ですね、どのくらい行われたということで質問しまして執行部から答弁があったんですけども、訓練は延べ43回実施。そのうち42回は日中行われたと。そして、10月4日の訓練では、ヘリコプターの音がうるさいという苦情があったと。そして、騒音の苦情はですね、平成9年の6月に1

件だったと、そういうことなんですけども、先ほど町長から答弁あったんですけども、その当時から比べましてもね、やはり訓練の数が多くなっていると、そういう状況だと思うんですね。私は、これ取り上げたのはですね、今年ですね、2月5日ということで、佐賀県の神埼市ではですね、陸上自衛隊のヘリが民家に墜落をし、自衛官2人が亡くなると。そして、また民家がですね、全焼し、10歳の女の子が負傷を負ったと、こういう事件なんですよ。

この陸上自衛隊のAH64D、攻撃ヘリというんですか。これを墜落や事故でですね、陸上自衛隊は調査状況を公表したんですね。それによりますと、心臓部の部品の破断だということで、同様の事件はアメリカでも多発していると、そういう状況ですね。上三川町でもですね、平成27年8月31日、午後3時40分ということで、訓練中の陸上ヘリがですね、鬼怒川の河川敷に不時着したと。このときの原因はですね、トランスミッションの不具合だと、こういうことなんですけども、このときですね、町の対応、そして、また事前連絡があったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 基本的にですね、自衛隊のほうでは、飛行訓練については前日の午後4時以降でないと飛行訓練自体が確定しないということで、現在のところ町には連絡がないところです。

また、平成27年8月31日の事故の詳細ということですが、前任者からの引き継ぎでは報告を受けているということは聞いておりません。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 だから、やはりね、やっぱり町民のですね、安全あるいは快適な暮らしということで、やはり大きな問題だと思うんですね。ですから、私はですね、最低でもですね、飛行ルート of 事前公表ですよ。例えば、学校あるいは保育園、民家、その上はですね、避けると、そういうことですね。また、事前公表してですね、やはりほかの自治体でも実施していると思うんですけども、宇都宮市あるいは下野市、どういう状況なのかわかりますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 他市の状況はわかりませんが、私どものほうで自衛隊のほうに確認したところ、やはり訓練の性格上、全てを公表することはできないということで伺っております。練習自体が前日の4時以降にしか確定されないと。それも天候等によって場所を確定するのはそれ以降ということですので、現時点では、仮に連絡を受けたとしても住民に伝える手段がないというのが現状でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、答弁あったんですけども、前日の4時以降じゃないとわからないということなんですけどもね。やはり今はスマホとかそういうあれが発達してますよね。だから、結局、その気になれば、広報あるいは、そういうあれで、住民に説明、事前連絡できるんだと思うんですけども、そういう点、どうなんです、町長。そういう考えはないんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 自衛隊機がもし事故によって町民に被害が加わる、これは絶対に避けなければならないということだとは理解しております。ただ、今現実には、先ほど総務課長から答弁あったように、

私たちが、町がその情報を知り得るのが、確定するのが4時以降ということなので、役場の業務時間中にそれがきちんと連絡がされているかどうかというのがまだわからないような状況ですので、今現在では、そのことを町民の皆様には何時何分にどこを通るとか、そういうふうなことをお知らせすることは、今の時点では難しいかなというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 例えばですね、下野市ではやはり事前に連絡をしていると、そういう話を聞いております。ですから、やっぱりですね、町民の安全あるいは暮らしを守るためにもですね、やはりそういうことでぜひね、求めていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、2点目について質問させていただきます。

2点目はですね、国内外国人の生活支援について質問させていただきます。4点です。

①としてですね、町内に住む外国人は何人いるのか。

そして、②として、安心して生活ができるよう生活支援はできているのか。

そして、③は、緊急時の対応と情報提供はどうなっているのか。

そして、④が、外国人対応の窓口のサービスはどうなっているのか、質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成30年4月30日現在、386人でございます。

次に、2点目と3点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

日本で生活をされている外国人にとりまして、一番に不自由する点といたしまして言語が想定されません。その観点での支援として、本町では現在、情報提供の手法を用いております。町ホームページ上で「外国の方へ」という項目を選択いただきますと、栃木県が作成しました「外国人生活情報ガイドブック」のダウンロードが可能となっております。また、緊急時の備えとなるよう、災害時までの情報を含んだ医療情報ハンドブックを住民生活課の窓口で配布しております。

次に、4点目についてお答えいたします。

現在のところ、外国人を想定し、外国語に堪能な職員を配置する等の特段の措置は行っておりません。

また、現状を確認したところ、日本語でのコミュニケーションが難しい方については、通訳となり得る方が同行されているため、窓口において大きな混乱を招いてはおりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから質問です。

今、町長から答弁があったんですけども、386人ということなんですけど、国籍はどういう状況なんでしょうか。わかりましたら、お願いいたします。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、上三川町には23カ国の外国人の方が居住してございます。23カ国ということですが、たくさんいらっしゃるわけですが、一番多いのはインドネシア、続きまして、中国、続いて、フィリピンといった順となっております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 23カ国ということで、インドネシア、中国、その他ということなんですけどもね、やはり、高齢者ということで、今、この後の質問にも入っていますが、例えば、中国人の要するに方ですよ、高齢者ということでなった場合ね、例えば、緊急事態でね、やはり病院に入院する、そういうことも当然あると思うんですけども、その通訳というのはどういうふうに町のほうで考えているんですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 高齢者に限らず、住民の方、外国の方で緊急に医療機関にかかる方おられるかと思えます。町のほうでは特に対策というのはないんですけども、県のほうでそういった外国籍の方への支援している担当課がありますので、そういったところをお知らせするなどしているところが現状です。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 県のほうにお願いしたりということなんですけども、やはり緊急のときはそれは対応できないと思うんですよ。ですから、やはり何かの支援体制、それが必要だと思うんですね。それが1点です。

私も驚いたんですけど、386人の方、外国人がおるとということなんですけども、やはり窓口での対応、これは大切だと思うんですよ。だから、そういう点で、こういう冊子ですか、そういうものをつくってみるとかね、そういう考えはないでしょうか。それあれば、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほど町長の答弁でも回答したとおり、医療情報ハンドブックを住民生活課の窓口のほうで現在、配布しております。また、町のホームページから県のホームページ上に飛ばまして、そこに「外国人生活情報ハンドブック」等の情報がございます。そちらをダウンロードしていただくというような形での支援を現在のところは行っております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、そういうことで、町のほうでは新たにそういうことをやらないということでもよろしいんですね。わかりました。

それではですね、最後なんですけども、この第3番目のですね、民生委員の負担軽減ということで、協力員体制導入について質問をさせていただきます。4つ質問させていただきます。

①が、訪問の現状と問題点、それはどうなっているのか。

そして、②が、ひとり暮らしの高齢者への火災報知器補助の考えはないのかということ。

そして、③が、緊急時の際のひとり暮らしへの親族連絡体制はどうなっているのか。

そして、④が、地域に高齢者がふえ、母子家庭がふえる中で、民生委員の活動は多岐にわたります。このような中で民生委員をサポートする協力員制度が必要と思うが、町の対応はどうかということについて質問させていただきます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成29年度における民生委員児童委員の訪問実績は年間4,709件で、民生委員1人当たりの訪問回数は月7.3回となっております。

また、先日開かれました民生児童委員協議会定例会におきまして、訪問の現状と課題について話し合う機会がございました。その話し合いの中で挙げられた問題点として、新規で訪問するお宅で面会を断られたり、面会につながっても「自分の家庭に深く介入してほしくない」との意向から、うまくかかわれないことなどがございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

住宅用火災報知器の設置は、平成16年の消防法改正に伴い義務化されました。町が住宅用火災警報器設置の助成を行う場合、全世帯が対象となりますので、ひとり暮らしの高齢者世帯に限った助成はできません。しかし、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、心身機能の低下などの理由で、防火等の配慮が必要な町民税非課税の方を対象として、電磁調理器や自動消火器の給付事業がございます。

火災警報器については、今後も設置されていない世帯への啓発活動を継続し、普及率向上に努めてまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。

本町に移住する高齢者等で、健康状態、身体状態に不安があり、緊急時に迅速に行動することが困難なおおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方や、身体障害者手帳1級または2級のひとり暮らしの身体障害者の方を対象に、緊急事態に対応できる安否確認機能のついた緊急通報装置の貸し出しをしております。通報が入った際には本人に安否の確認をし、必要に応じて救急車の手配や親族の方への連絡等、適切な対応をすることとなっております。

また、ひとり暮らしの方が生活保護を受けていらっしゃる方は、生活保護の実施機関である下都賀福祉事務所において、親族の連絡先を調査・把握してございます。

緊急時の連絡を町で受けた場合は、速やかに下都賀福祉事務所に連絡するよう努めているところでございます。

次に、4点目についてお答えいたします。

民生委員児童委員の職務については、年々福祉のニーズが複雑・多様化し、相談を受ける民生委員児童委員の負担が増大していることが推測されます。ご質問にありました協力員の必要性について、民生委員児童委員の皆様のご意見をお聞きし、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。それでは、私のほうから何点かなんですけども、

初歩的な質問なんですけども、民生委員の仕事ということで今説明があったんですけどね。やはり高齢者、それと身体障がい者、そのほかあると思うんですけども、この仕事の内容ですね、どんなものがあるのか、それをお聞きしたいと思います。それが1点です。

それと、もう1点はですね、この民生委員の配置基準ということで、国の配置基準でなっていると思うんですけども、世帯数あるいは人口で何人必要なのかということ。

それと、もう1点はですね、民生委員の数は今58名なんですけども、実際は54名ですよ。ですから、不足しているということで、この対応ですね、どうふうに考えているのか。

以上、3点です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず、1点目のご質問にお答えします。

民生委員の活動内容ということでございますが、民生委員法第14条の規定でございますのはですね、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する。要は、社会調査などを行って生活の状態を把握することですね。2つ目としまして、生活に関する相談に応じ、助言、その他の援助を行うこと。こちらは相談業務ということですね。3つ目として、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。こちらは、町の情報等を手続等も含めてですね、対象者に情報の提供をするということです。4つ目としまして、社会福祉事業者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。こちらは福祉サービス等を利用されている方等に関しましては、そちらの事業所と連絡を密にするということです。5つ目としまして、福祉事務所、その他の関係機関の業務に協力すること。こちらは特定される方もいらっしゃるかと思いますが、下都賀福祉事務所との連絡体制を整えるということでございます。6つ目としましては、その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うことというふうになってございます。

2つ目のご質問にお答えします。

民生委員さんの定数の基準でございますが、こちらは栃木県民生委員定数条例というものがございまして、そちらには本町の民生委員を58名とする規定が掲載されております。こちらにつきましては、国のほうで町・村に関しましては70世帯から200世帯を目安として、民生委員を1人選任するという規定がございます。

それから、先ほど、定数が58のところを実際は54名でというお話がございました。実際のところ、6月1日現在は54名の民生児童委員が委嘱されております。これに対しまして、県のほうにつきましては、例えば、シンポジウム、セミナーを開くなど民生委員の普及啓発に努めるとともに、知事による1日民生委員などの取り組みなどを行っております。

町としましては、欠員の地区の自治会長さん宅に訪問して、民生児童委員の推薦をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから今度は具体的な質問なんですけども、訪問の現状と問題点ということで質問をさせていただきます。

まず、第1は、ひとり暮らしの緊急時の肉親への連絡ということで質問なんですけども、ひとり暮らしの方ということで、妻との離婚あるいは親子関係の決別で連絡がとれないとか、あるいは、両親が死別や喧嘩などで連絡ができないと、だから、そういう点で連絡体制というのを整備ということで、これはどういうふうになってんだかね、それをお聞きしたいということ。

2点目はですね、ひとり暮らしの方の病院への移動です。例えば、緊急の場合ですね、緊急デマンドタクシーあるいは民間タクシーへの連絡、どういうふうにするのか、それをお聞きしたい。

そして、3番目はですね、緊急時の火災、災害対策などになった場合ですね。どこに連絡をするのか。あるいは、火災報知器の設置が必要なのではないかと。

4番目がですね、自宅の鍵の管理ということで質問です。例えば、病気の発生、あるいは救急車の入室ですね。ひとり暮らしの方への鍵が、管理ということなんですけども、やはり鍵がかかっていたら入れないわけですから、鍵の管理のシステムづくり、やはり必要なのではないかと。

そして、5番目がですね、連休中の緊急の対応ということで、例えば、年末年始、大型連休はどこへ連絡をするのかということですね。あと、最悪が、やはり最後ですけども、葬儀とか告別式の対応、これをどうするのかと。そういうことで質問させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 先ほど町長の答弁にもありましたように、ひとり暮らしの方への連絡につきましては、高齢者の場合ですと、サービスを受けとりますので、そのサービス関係のほうから連絡場所のほうへ連絡します。また、生活保護の場合は、生活保護の実施機関である下都賀福祉事務所において親族の連絡先を把握していますので、そちらのほうに速やかに連絡しているところです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 2つ目の病院への移動手段の件でございますが、もしそのような体調の変化等ございました際には、まず、ご自身で電話をすることが可能であれば救急車を呼ぶ等の緊急手段が必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 火災につきまして、先ほど町長の説明にもありましたように、平成16年の消防法改正に伴い義務化ということですので、今後も設置されていない世帯の啓発活動を継続して、普及向上の努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 4つ目の鍵の管理の件でございます。こちらに関しましては、ご自分で鍵の管理能力にちょっと欠けると、ちょっと心配だという方に関しましては、近くの民生委員さん、それから自治会長、あるいは隣にお住まいの方等にご相談いただくなりして、鍵を預かっていただくなどの方法があるかと思えます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 連休中等の連絡先につきましてですが、一応、先日の答弁のほうにもありましたように、在宅介護支援センターのほうで、高齢者については24時間体制でサービス、相談のほうを受け付けておりますので、そちらが連絡先になるかと思えます。

また、生活保護関係におきましては、やはり町のほうで受け付け次第、下都賀福祉事務所のほうに連絡して対応のほうをとっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 最後のおひとり暮らしなさっている方が万が一亡くなられたときの葬儀の件でございますが、こちらに関しましては、ご親族の方、連絡先がわかるような場合はご親族の方に連絡をとりまして、葬儀もしくは火葬等の手続きをしていただくようお願いするというような体制でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今ね、課長からいろいろ答弁いただいたんですけども、やはり結論的にいえばね、やはり訪問活動の支援の内容ですよ。それと、業務の明確化、やはりこれは必要だと思うんですよ。町のほうでつくってですね、やはりわかるようにですね、民生委員の方にね、提示をすとかね、それが必要だと思うんです。先ほど町長から答弁あったんですけども、75歳以上の高齢者のみの世帯ということで、平成30年4月1日現在ということでもちょっと調べましたらね、ひとり世帯が317、2人世帯が182、3人世帯が1ですね、世帯数計が500で人数が684人ですよ。この中で、やはり老老介護も当然、痴呆症の方もいるわけですね。だから、やはりこれから民生委員の活動大変な状況になってくると思うんですね。だから、そういう点で、高齢者をやはりね、見守るということで支援体制が必要だと思うんですけども、ぜひそういうことでね、業務内容の明確化、これをつくる気があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 数字のほうをありがとうございます。高齢者につきまして、住民の方につきまして、いろんな体制で当たっているところです。そして、町のほうで全てを何でもやるというのは、これまでの説明の中で全て無理ということですよ。どれだけできるか、また、どれだけ対応できるかということになるんですけども、そういう意味でのシステムづくりということで、今現在、町のほうでは高齢者の協議体のほうを町全体で作りまして、次は小学校区単位で協議体のほうを作りまして、その中で議員おっしゃられたようなさまざまな問題についても話し合いの場を設けて、ここまでは住民のほうでできる、ここまでは町のほうでやってもらうというそういった話し合いが進められております。

昨年度、3小学校区で行われまして、今年度においては4小学校区。先日、土曜日においては北小地区で行われました。この6月にも3地区で、7月に明南のほうで行われることになっております。そういった話し合いの中で、地域の方との話し合いの中で、そういったさまざまな問題について解決方法な

りを考えていき、問題解決について活動していければと町のほうでは考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 あと、もう1点はですね、活動費ということで、1カ月当たりですね、6,500円ということで、民生委員のボランティアでやっているという状況なんですけども、報償費というのは月額幾らぐらい出ているんですか。それと、あと、報償費を引き上げる、そういう考えはないんですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 民生児童委員さんの方につきましては、非常にボランティアということでご自分の時間、それから、ご自分の私財等を投げ売っていただきながら、地域の方たちの見守り等に活躍していただいております。町のほうとしましては、先ほど稲葉議員のほうからお話がありましたように、活動費の支給をしております。一般の民生委員に関しましては6,500円、それから、会長につきましては7,500円ということで、これはあくまでも活動費ということで、自動車等で訪問した際のガソリン代に使っていただくような内容のものでございます。そのほかについては、先ほど申しましたようにボランティアということで活動いただいておりますので、報償費、報酬等は一切ございません。ですので、活動費についてはそのまま6,500円、7,500円という金額のままご理解いただいて、活動していただくように考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 あと1点なんですけども、先ほど答弁もらったんですけども、ひとり暮らしの方の緊急時のね、肉親への連絡ということなんですけど、例えば、これは民生委員さんということで、プライバシーの問題ですけども、やはりコンタクトがとれればね、当然、緊急の連絡ができると思うんですけども、そういう電話番号ですね。やはり、こういう筒か何かに入れてですね、冷蔵庫の脇に張っとくと。そうすれば、緊急時ですね、起きた場合ね、連絡とれると思うんですけども、そういう町のほうで考えはないんですか。どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 連絡先等につきましては個人情報ということで、その取り扱いが非常に難しい状況になっております。そういうことも含めまして、地域の中でどういった支え合いができるかということで、小学校区単位で支え合いの協議体をつくりまして、その中で、それぞれの地区においてその状況が変わっております。その中でどこまでだったらそういった情報をやりとりできるか、どういった情報は出すことができないかというのは、各地区、各住民の方、考え方、またさまざまなものがあります。その辺をよく話し合いながら支えの仕組みづくりができればということで、地域包括ケアシステムのほうということで、今現在進めております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 どうもありがとうございました。以上で、私の質問を終わるんですけども、

ぜひですね、これから高齢化ということで大変な勢いでやはり進んでいく、そういう状況ですね。ですから、やはりですね、行政として支えも必要ですけども、行政としてね、しっかりした活動の支援の内容とね、業務の明確化というのは必要だと思うんですよね。ですから、そういう点で、ぜひね、そのことを強く要求をいたしまして、私からのですね、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分休憩といたします。

午後1時39分 休憩

午後1時53分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して開議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 順序に従いまして、私は成年後見制度について質問します。

少子高齢化の進展に伴い、旧来の家族制度の変化などによって、ひとり暮らしの高齢者が増加し、本人が理解していないにもかかわらず高額取り引きが行われ、遠方に住む家族なりが気づいたときには、取り引きが完了してしまっただけで何もできなかったと。そして、多くの損害が生じてしまうなどの事案が、現在も後を絶ちません。以前は、福祉制度を食い物にする犯罪としては、生活保護費の不正受給や受給者になりすました生活保護費の搾取などに顕著な例が見られたものが、現在では、先述したようにですね、ひとり暮らしの高齢者を対象にした詐欺事案等が増加していると報道にもあります。犯罪に当たらなくても、高齢者の財産を保全しようとか、言葉巧みに高額な生命保険、簡易保険等の金融商品に加入させてしまうなどのケースは後を絶ちません。

先の一般質問においても同僚議員からありましたが、ひとり暮らしの方のご高齢者の方の遺品整理などにおいても十分研究検討されて、行政においてはそういった搾取事件に十分に留意して、そういった事案を防ぐためにも、ご高齢の方の財産等尊厳を守るために成年後見制度の整備と活用が必要と考えますが、そういったことを踏まえた上で、第1番目に、町内において現在までの成年後見制度の利用の実態や保佐、これは支援保佐のことではありますが、そういったされるべきケースについて町ではどのように把握しているかについて。

第2点としまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律施行に基づいて、町ではどのような施策を行ってきたか、もしくはどのような施策を行うつもりかを伺いたしたいと思います。

執行部の明解なる答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 田仲進壽君 登壇)

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町で把握しております成年後見制度の利用者のうち、町長申し立てにつきましては、主に施設への入所契約等の判断能力に欠けている認知症の高齢者で、成年後見の申し立てをされた方でございます。また、判断能力が欠けているとまでは言えませんが、判断能力が著しく不十分な方が対象となる「保佐」、あるいは、判断能力が不十分な方が対象となる「補助」につきましては、社会福祉協議会で実施しております日常生活自立支援事業の通称「あすてらす」を利用されている方が対象となる可能性があるものと捉えております。

ご質問の2点目についてお答えいたします。

成年後見制度の利用促進につきましては、これまでに社会福祉協議会において、事務所及び住民向けの講演会を開くなど、普及啓発、成年後見申し立ての支援に取り組んでまいりました。

今後、町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画の中でうたわれています、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」を施策の目標として取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、再質問に移らせていただきます。

成年後見制度の利用者のうちですね、町長に対する申し立て者の実数と、ここ数年間における累計ですね、これは累計というのは数の累計です。ケースの累計じゃなくて数の累計と、年ごとの数値の推移はどのようなものがあるか、把握しているでしょうか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 本町におけるここ数年の町長申し立てにつきましては、高齢者に対する申し立てで保険課のほうで実施しております。平成25年度から実績がございまして、平成25年度に1件、平成26年度と平成27年度はゼロ件、平成28年度と平成29年度は1件ずつとなっております。この5年間で3件ございました。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今、保険課長のほうから答弁があったわけですが、それについてはですね、人口1万人に当たりどのような数値になるのか。それと、その数値はですね、近隣市町と比較してどうなのかということを伺いたいんですけども、あまりにこの件数がですね、少ないので、1つあることによってかなり数値のばらつきがあるとは思いますが、参考までにですね、近隣市町の数値を把握しているならば、それをお知らせいただきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 上三川町におきまして3件という数字、5年間です。これ、1万人当たりになりますと、0.97件となります。近隣の市町ということで、宇都宮市はこの5年間で20件、1万人当たりになりますと0.38件、下野市ですと9件、1万人当たりには直しますと1.5件、真岡市で3件、やはり1万人当たりには直しますと0.38件、壬生町でも3件、これも1万人当たりには直します

と、0.77件となります。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 数的にいうとそれほど多くないと思うんですが、隠れた数字もあるものから、未然にですね、被害とかそういったものを防ぐために、本当に鋭意ですね、当局においては施策の実行に当たっていただきたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたけども、この施策の目標として幾つか挙げられておりますが、この成年後見制度の利用者がですね、メリット、それを実感できる制度というのはどのようなものが考えられるのか、担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 利用者がメリットを実感できる制度でございますが、財産管理だけではなく、意思決定支援、それから、信条保護も重視した適切な後見人等を選任できる制度、それから、選任された後見人に不正があった場合にですね、柔軟な後見人等の交代ができる、そのような制度。それからですね、本人の置かれた家庭環境、それから、本人を取り巻く社会環境を踏まえた詳細な診断書が作成されるような制度を想定しております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 その制度の運用については、実態に即して、実情に合ったようにですね、常に改善していくべきと考えますけども、具体的にはですね、どのようにしていくべきかと思っております。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 制度、それから運用の改善につきましては、国のほうで適切な後見人等の選任のための検討の促進、それから、成年後見制度の利用及び累計の決定手続においてですね、本人の精神の状態を判断する医師が本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め十分な判断資料に基づき、判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができる、そのような方策、それから、当該判断については、記載する際にですね、診断書等のあり方等の検討も国のほうでは取り組んでいくというようになっております。

一方、町では、国が行う制度の改善内容に沿った運用をしていくための体制づくりが必要でありまして、つまり、国の計画でいうところの権利擁護支援の地域連携ネットワーク、そのようなネットワークづくりをする必要があるものと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今、答弁にありました権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて、具体的にはですね、どのような内容をもってネットワークを構成することが必要だと考えるでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ネットワークでございますが、権利擁護の支援の地域連携ネットワークに

つきましては、地域において、保険、それから医療、あるいは福祉と、新たにですね、司法を含めた連携の仕組みを構築することによってですね、1つ目が制度の広報、それから、2つ目が制度利用の相談、3つ目が制度利用の促進、4つ目が後見人支援等の機能を整備するものでございまして、具体的には、1つ目として、本人を見守るためのチームというものを編成する必要がございます。2つ目としまして、広報、相談、利用促進、後見人支援及び不正防止のための地域の専門職団体の協力体制、国のほうでは協議会と呼んでいますが、その協議会の構築。3つ目としましては、全体のコーディネートを行う中核機関、基本的に町が機関を設置するようなこととございますが、そういった3つの組織から成るネットワークの構成が必要というふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今、チームですか、チームと協議会と中核機関ということで、中核機関については町ということの明解な答弁があったんですが、そのチームの構成とか編成についてはどのようにお考えなのか。

もう一つですね、協議会ですか。協議会の構成人員の編成についてはどのようなお考えを持っているのかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 その本人を見守るためのチームの編成でございますが、成年後見人等が選任された後では、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と法的な権限を持つ後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、さらに必要な対応を行うことを想定しております。その成年後見人等が選任されるまでの間につきましては、保険課と地域包括支援センターで既に取り組みが始まっておりますが、地域包括ケアシステムにおける第2層協議体、それらを活用するなど、成年後見等を含めた形でチームを構成することを想定しております。

また、協議会につきましては、それらのチームを支援する形で構築するものでございまして、法律、それから福祉の専門家と編成します。具体的には、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の支援、それから、社会福祉協議会でしたり、民生委員、自治会等の地域関係団体、あるいは金融機関等が入ってチームを支援していくというような協議会の構築内容でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ただいま課長答弁のですね、チームについてちょっとお聞きしたいと思うんですが、要支援者については周囲の方々の見守りが必要だと思いますけども、その見守りをですね、有効かつ継続的に行っていくためには、どのようなシステムづくりが大切だとお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、保険課と地域包括支援センターで既に取り組みが始まっております地域包括ケアシステム、こちらを活用するのが一番現実的なのかなというふうに思っております。そこにですね、医療機関ですとか、相談支援専門員、ケアマネジャー等々、関係する方たちが一緒に編成に加わっていただいて、見守りを継続していくというようなシス

テムが望ましいのかというふうを考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 先ほど来の答弁にもありましたけども、要支援者にですね、一番身近に接する、いわゆる見守りチームだと思うんですが、具体的にですね、どのような構成でどのような機能を持たせていくつもりか、お考えあるでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 そのチームでございますが、成年後見人等がですね、選任される前と後で、その成年後見人が加わるか加わらないかの違いはございますが、基本的には本人に身近な親族、それから、福祉、医療機関、それから、自治会、民生委員、地域等の関係者ですね、それらが協力して日常的に本人を見守り、それから、本人の意思や状況を継続的に把握していくような機能ですね、そういったものを考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 本当にくだいようですけども、成年後見制度につきましては申すまでもなく、要支援者の権利擁護が主な目的だと思います。その要支援者の身近な人が、家の近くにはふだん見かけない車が自宅付近にとまっていたりとか、以前よりその要支援者の笑顔が少なくなって様子が暗いような感じがするとか、あるいはですね、いわゆるセルフネグレクト状態を疑われるようになった場合にですね、いわゆる見守りチームがですね、迅速に対応して、そういった被害と権利の侵害、そういったものに迅速に対応するためにどのような仕組みづくりが大切か、必要かということをお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 権利擁護の支援が必要な方の発見ですね、それから、早期からの相談につきましては、地域包括支援センター、それから、民生委員ばかりではなく、地域住民の日ごろからのかかわりが大きな役割を果たしているのかなというふうを考えております。そういった方々の情報ですね、チームの支援へと迅速につなぐためにも、連絡窓口あるいは全体のコーディネートをしていく、いわゆる中核機関、町が担うのが基本でございますが、その中核機関の役割が重要でありまして、チームと中核機関とが密に連携をする仕組みづくりが必要というふうと考えておりますと同時にですね、連絡窓口の積極的なPRをしていくことが必要というふうと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それで、ちょっと視点を変えまして、この要支援者に対する不正防止の徹底と利用しやすさとの調和については、これはある面ですね、相反する部分があると思うんですが、そういった調和については具体的にどのようなことをですね、行政としていくつもりでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 後見人等による横領等の不正防止を徹底することが重要でございますが、安心して成年後見制度を利用できる環境整備が必要でございますが、これから金融機関、それから、国

が取り組みを行ってまいります、それらの取り組みと並行してですね、親族後見人を孤立させることがないように、日常的に相談できる体制を整備する必要があります。さらには地域連携ネットワークのチームによる見守りによってですね、親族後見人の成年後見制度への理解不足による不正行為、それから、不適切な移行型任意後見契約の発見、及びですね、支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 この成年後見制度についてはですね、町民の財産と権利を守っていくと、そういった福祉の本当の根幹をなす施策だと思います。施策を実行する上で指針となるべき上三川町の成年後見制度利用促進基本計画、これは私が考えた計画の名称の案なんですけども、そういったものを策定すべきと考えます。または、策定してもいいんじゃないかと思えますけども、町の考えはいかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 国が策定しました利用促進の基本計画にうたってありますようにですね、全国どこに住んでいても権利擁護支援等が届くような体制を整えるという点から見ますと、まずは一刻も早くですね、中核機関等の体制整備を進めることが急務になっているというふうに考えております。そのようなことからですね、体制整備に取り組むことを優先し、進捗状況を見ながら本町における成年後見制度の利用促進基本計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そうしますと、現在、町の認識としてはですね、権利擁護支援の体制整備に取り組んで、上三川町の実情に合わせた実効性のある成年後見制度利用促進基本計画、これはあくまでも仮称ですが、そういったものに取り組みたいという認識でよろしいのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 議員のおっしゃるとおりで考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、この計画と同様の計画の県内の他市町の策定状況について、何か情報を持っていますか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 現在のところ、県内ではこの計画を策定した市町というのは聞いておりません。ですけれども、今年度、栃木市さんのほうで策定に取り組むというようなお話を聞いているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そうしますと、現在のところ、県内では策定していないということですけども、

現在、上三川町でですね、その計画を策定すれば、県内でもトップクラスになるわけで、そうすると、福祉の町、上三川としてイメージアップにもつながると思いますけども、このイメージアップがいいかどうかというよりも、実質的には本当に町民のために機能している制度かどうかというのが一番大切だとは思いますが、イメージアップにもつながると思いますけども、それについては担当課としてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まずは、地域連携ネットワークの整備を優先していきつつ、早期に計画の策定に取り組めるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 その計画の策定にですね、かかる予算というのは、どのくらい必要と思われるでしょうか。本当にこれはまだ精査してなくても結構ですので、ざっくりとした額で結構ですので、大体事務担当者としての感覚だけで結構ですので、福祉課としての見解をお知らせいただきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 現時点におきましては詳細な積算はしてはおりませんが、昨年度に策定いたしました地域福祉計画、こちらを参考にしますと、委託料に約220万円、印刷製本費に約9万円、その他策定委員会等を設置した場合には委員への報償費等が必要になりまして、総額で、合計しますと250万円程度予算が必要になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 大体250万、ざっくりとした金額でその程度ということですけども、成年後見制度についてですね、その計画の予算的なものは別にして、支援組織づくりや制度の運用を行うための施策の整備が必要と思われまますが、計画が立てられなくてもそういったことは必要だと思えますが、今のところですね、いつごろに、どのようなことを行っていくつもりなのでしょう。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 国が策定しました成年後見制度利用促進基本計画の工程表の中ではですね、市町村における中核機関の設置、それから、地域連携ネットワークの整備を平成33年までにというふうに示しております。また、市町村計画につきましても、平成33年度までに策定するよう努めるものとして記載されているところがございます。これを受けまして、町では今年度より中核機関の設置に向けた検討を進めまして、早期に支援組織づくりや制度の運用を行うための施策の整備に取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 本当に要支援者の実情とかそういったものはですね、大変厳しい言い方するかもしれませんが、町の事情とかそういったことは待ってられない状況にあるかと思えます。ですか

ら、一刻も早くですね、やっていただきたいんですが、参考までにですね、今、課長がおっしゃられた施策の整備についてはですね、それを確実に実行するために要する予算はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。これは計画とは別の施策の実行に対してだけでございます。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 地域連携ネットワークの整備後でございますが、成年被後見人の支援を検討するための協議会、そのようなものが必要になってくるわけございまして、その協議会を運営する予算として、年間3回から4回の開催で、委員の報償費等につきましては、概算でございますが、20万円程度は必要になるのかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 その程度の予算でですね、施策の実行が執行可能ならばですね、最初はですね、やむを得ず見切り発車のような形でも協議会等を発足させ、町がご高齢の方の財産と尊厳を守っていくんだというような態度を明確にしていくことも必要だと思います。その辺に対する担当課の考え方というのはどうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 何はともあれですね、そのネットワークのかじ取りをしていくための機関、いわゆる中核機関、こちらの立ち上げが急務というふうと考えておまして、それを町もしくは、体制が整えれば社会福祉法人ということもあり得るかもしれませんが、そういった中核機関の立ち上げ、それからチームの編成、協議会の運営、こちらを早急に取り組みたいというふうと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 この成年後見制度というのは大変にデリケートな部分もあるかと思うんですが、また、例えば、高齢者の消費者被害への対応についても、消費者被害に遭った高齢者をですね、その判断能力の低下などの理由から、「被害に遭っていない」、「困っていない」などと、町や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を否定することも、また、休止することもあると思いますので支援には大変困難が伴いますけども、先ほど申し上げたように、成年後見制度の利用の促進に関する法律ばかりではなくてですね、現在ある老人福祉法、昭和38年法律第133号においても、高齢者の権利擁護の観点から市町村の役割として第10条の4、または、第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、同法第32条の規定に基づく成年後見制度の市町村申し立ての仕組みが定められております。

確かに、この成年後見制度についてはですね、地味で目立たない政策かもしれませんが。しかし、町がご高齢の方の財産と尊厳をその侵害から守っていくことは、福祉としての原点の考え方だと思います。町が引き続きですね、ご高齢の方などの社会的弱者に対して、これからも温かい光を与え続けることを希求しまして、この質問を閉じさせていただきます。

ぜひともですね、関連の関係の社会福祉協議会、もしくはこういった成年後見制度の専門の民間の機関と十分に話し合いを持って協議しながら一歩でも先に進めることを望んで、一般質問を閉じさせてい

たきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時44分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 通告に従いまして、私から2つの質問をさせていただきます。

まず第1番目には、デマンド交通について伺います。

デマンド交通は、町民にとってとても大切な交通手段であり、私も登録をさせていただいて利用させていただいております。高齢化時代がもっと進む中、デマンド交通はこれからもっとも利用者もふえていくであろうと思われまます。町民が本当に使いやすい交通手段は何かと考え、次の3点を質問させていただきます。

1、町外9施設への運行状況はどのようになっているか。

2、町外施設への運行に対し、アンケート等による利用者の要望、件数を含めてどのようなものがあったか。

3、町外9施設の医療施設のうち、精神科が設置されているのは自治医科大学附属病院のみであるが、近隣で精神科のある小山富士見台病院に運行する考えはないか、の3点を伺います。

明確な答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

デマンド交通「かみたん号」につきましては、平成25年3月からの実証運行を経まして、平成28年4月より本格運行に移行しております。

「かみたん号」の運行状況につきましては、デマンド交通の事業化に当たり、さまざまな市町村の運行状況を研究しました結果、利便性と効率性を考慮し、1時間を単位とした運行としております。また、運行区域につきましては、路線を定めず町内全域はどこでも乗り降り自由という区域内運行、いわゆるフルデマンド運行となっており、ドアtoドアで移動できるようになっております。また、町外施設につきましては、病院、駅、商業施設などの9施設に限り、起点と終点を事前に定め、そこに限り乗り降りができるように特別に許可をとって行っているところでございます。

平成29年度の町外9施設への運行状況につきましては、合計で延べ3,504名の方にご利用いただいております。主な内訳でございますが、目的地として最も利用が多い施設は、JR石橋駅で862

名、次いで石橋総合病院で798名、自治医科大学附属病院で792名となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。

平成23年に新たな公共交通を検討するため、公共交通に関するアンケート調査を実施しております。その中で目的地を通院・買い物・公共施設・その他の4項目に分け、それぞれに行きたい場所をお尋ねしました。その結果、それぞれの項目で最も多かったのは、通院では町内の内科等、買い物では町内のスーパーマーケット、公共施設では上三川町役場、その他ではJR石橋駅となっております。そのほか、町外の医療機関で行きたい場所の質問では、最も多かった施設は石橋総合病院が141名で30.9%、自治医科大学附属病院が133名で29.2%となっております。

また、町外の買い物の場所では、かましんやFKDが多くなっております。

次に、3点目についてお答えいたします。

現在の「かみたん号」の運行システムは、1時間単位での運行を行うものであり、営業所から複数の利用者の方をご自宅にお迎えに上がり、それぞれの目的地へお送りする乗り合い方式で行っております。

下野市にあります小山富士見台病院への運行ということですが、1時間を単位とした運行や民間事業者への影響、需要の度合い、さらに路線バスや鉄道などの幹線公共交通への接続というデマンド交通の本来の役割などから総合的に判断し、現在の9施設としております。このため、小山富士見台病院に運行する考えは現在のところございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、何点か私のほうから質問させていただきます。

まず、第1に、かましん石橋店、かましん自治医大店の捉え方なんですけれども、病院に行く人がついでにそこで買い物をするという捉え方でよろしいのでしょうか。それとも、石橋の場合は、田川より石橋に近い地区の方は、上三川のまちに来るよりは石橋のほうに買い物に行くほうが多いというのを、この話を皆さんに聞いたときに伺っているんですが、石橋のかましんはわかるんですが、自治医大のかましんというのは町内の人がそこに買い物に行く頻度というのが多いからという形で捉えているんですか。それとも、病院に行った人が待っている時間に、「じゃあ、かましんさんで買い物をして待っていて」というような捉え方なのか、その辺を伺います。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

かましんの自治医大店、これにつきましては、当時ですね、アンケートを実施したときにですね、上三川のほうでも南側の、南部地区のほうですね、こちらの方の利用ということで、アンケートの結果に基づきまして自治医大のかましんさんのほうは設定してございます。その要望を受けまして協議した中でですね、決定したということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 石橋のかましんではなくて、自治医大のかましんに買い物に行く人が多いってことですか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 やはり石橋のほうのかましんにつきましても、ご要望の中で、やっぱり数が多かったという経過がございます。両方のかましんさんにやはり要望があったということから、石橋のほうのかましんさんと自治医大のほうのかましんさん、両方を選定してございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほどの町長の答弁の中で、病院で一番多かったのが石橋病院、その次が自治医大ということで、石橋病院と自治医大というのは本当にかかっている方が多分多いんだろうなというふうに思うんですが、先ほどの小山富士見台病院という、町内においてですね、メンタル的な病気に対する対応のできる病院というのはありますか。伺います。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 そういった病院はないかと思えます。ただ、今現在でも自治医大のほうには運行してございます。自治医大さんとか、あるいはですね、このデマンド交通につきましても、国のほうからフィーダー系のほうの補助金をいただいて実施しているわけではございますが、やはり全て目的地までなかなか行くということは1回には行かない、でございます。例えばですね、まず自宅のほうからバス停まで出てきてバスを利用する。そういった利用の仕方もございます。議員さんおっしゃられるように、富士見台病院さんのほうにつきましても、例えばですね、自治医大駅までデマンドで行って、そこから利用していただくような形ですね。ほかの公共交通機関を使って利用する。かましんさんまでデマンドで行っていただいて、そこから先はタクシーであるとかですね、そういうものを利用してお使いいただければというふうに考えてございます。例えばですね、これ区域外になりますので、町外でございますので、石橋にもたくさん個人の病院がございます。例えば、耳鼻科であるとか皮膚科であるとか眼科であるとかですね、こういった場所には直接行くことはやはりやっております。例えばですね、石橋病院までデマンドで行っていただいて、そこから移動していただくような、違う手段でですね、移動できれば、していただければ、そういった利用の仕方もあるということで、そういった使い方を町のほうでは紹介させていただいているような形でございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほどの課長の答弁の中に、石橋にもいろんな病院があるというお話がありましたけれども、私が聞きたいのは精神科に関してということで、内科とか、それから小児科とかだったら近くにあるんですけども、この前、私が夫の付き添いで自治医大に行ったときにですね、テロップが出てきて、そこにですね、耳鼻科と精神科はとて人数が多くて完全予約制なんです。自治医大ってお金を払えば、その日に行ってもかかるところもあるんですけど、耳鼻科と精神科に関しては完全予約制。ということは、石橋病院にも宇都宮病院にも精神科はありません。それなので、町内でもしそれがフォローできるのならば、私は別にそこに行ってくださいということでオーケーなんですけど、町内にはないという答弁でしたよね。そのほかに、例えば、メンタルの病気の方って、車とかなかなか運転できない方も多いですし、それから、そこまで行って今度バスで移動とか、電車で移動とかという、小山富士見台病院って自治よりちょっと手前ぐらいに、ちょっと脇のあたりにあるんですけど、そこだ

とタクシーで行く以外ないんですよね。だから、自治医大までデマンドで行きます、そこからタクシーで行きますという形になると、やはり自治医のほんのちょっと、1時間範囲の中に入っていると思うんですよね。その中で、人数が少ないから、必要性がないからというようなことで、そこはステーションは要らないというような考え方だと、これからもっともっとメンタル的な病気が多くなっていく中で、じゃあ、一体どこの病院をかかればいいのかというふうな形になると思います。やっぱりそこにステーションが1つあるということで、直接そこに行けるとなると、やはり不安軽減とか、これからその人たちが、じゃあ、行けないならタクシー券をととか、障がい者のほうでとかっていうふうになってくるとまた違うお金もかかってくるわけですよね。町のほうの財政のほうにもかかってくるわけで、そこに1個ステーションができるだけで、その人たちは自分で、これから風邪とかじゃないから長い期間病院にかからなくてはならない人たちが、自分で行けるという道をつくってあげるといことはとても大切だと思うんですが、それに対していかがでしょうか。答弁伺います。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほどですね、町長のほうで答弁しましたとおりにですね、やはり新たな町外の施設へデマンド運行させるということになりますと、まず1点目は、当初、23年ですか、アンケートを実施したときの中には、こちらの病院へ行きたいという要望はございませんでした。それらもあって、町外の9施設については選定をかけているという状況でございますが、やはり、多分、精神科医さんの話になりますと、宇都宮のほうに通っている方もいらっしゃると思いますし、今言った自治医のほうに通っている方もいらっしゃいます。また、富士見台病院のほうにかかっている方もいらっしゃると思うんですが、やはりそういった面で全てそういった要望、需要がどれくらいあって、議員さんがおっしゃられてるんかというのはちょっとまだつかんでございません。申しわけありませんが、その辺の人数的なやつはつかんでございませんが、やはり今の運行を変えとなると、これについては町外の施設については国のほうの許可もありますし、あと、町のほうで地域公共交通会議ということで、業者さん、運行事業者ですね、こちらの方なんかにメンバーに入ってくださいまして、その中である程度意見を出していただきまして確定してきているという経過もございます。

なかなか厳しい意見もあります。例えば、今、病院のほうにですね、ほかのタクシー業界の人が入っているとすると、なかなか町外施設にうちのほうからデマンド乗り入れるということになったときには、それらの協議が結構厳しいものがございます。例えば、野木町さんで小山市さんのほうの病院にやはり行ってる箇所がございますが、乗り入れのほうだけは認めていただけてますけど、帰りの送迎については民間のほうのタクシーを使っている。今回うちのほうで、やはりそういった協議のほうも踏まえなきゃならない。あるいは、国のほうの許可もとらなきゃならない。ほかに行っている方も、多分、宇都宮のほうにも行かれています方もいると思うんですが、そういった方の要望というものもどうなのかということもございます。また、その需要ですね、人数がどれくらいいるのかということもございます。それらを考えた中では、今のままでなかなか町長のほうで答弁しましたように、今のところは考えがないということでございます。大変申しわけありませんが、よろしく願います。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今のところは考えてないということで、今後、いろんな病気の中で、上三川

は結構病院もたくさんあって、今度新しく耳鼻科ができるみたいな話もちらりと入ってきたりしているので、本当に住みやすい町だとは思いますが、メンタルの病気というのは結構隠れていて、なかなか表に出ない。そういう方もたくさんいらっしゃるので、今後、この問題としてはちょっと頭の片隅のほうに入れといていただいて、自分が自分でできることをしたいというその思いというのは、これからもしていくのではないかなと思いますので、アンケートとか考えはないということなので、今後またこのことに関しては後追いをしていきたいと思いますので、このデマンド交通についてはこれで終わりにしたいと思います。

次ですね、第2番目の児童・生徒の登下校における安全対策についてということで、今、私たち公明党は100万人アンケートというものを全国で実施しております。子育て、介護、防犯、中小企業のアンケートをお願いしている中、子供たちが置かれている環境、安全を本当に守っていくのにはどうしたらいいのかという母親の声が多く、今回、事故・事件から子供をどうやって守っていくかの質問をさせていただきます。

1、通学路における危険箇所（ホットスポット）の分析はどのように進めているのか。

2、全国的に子供の見守りをしてくださっている方の担い手不足、高齢化が進んでいる状況下にあると聞くと、本町における見守り体制はどのようになっているのか。

交通指導員の現状はどのようになっているか。

子供たちを事件・事故から守るための対策をどう考えているかの4つをまず伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

通学路につきましては、教職員による安全確認や登下校時における交通安全指導の中で把握し、また、スクールガードや地域の安全見守り隊といった地域の方々からの情報提供により、危険箇所の把握に努めております。

当該危険箇所につきましては、小学校区ごとに警察、道路管理者、学校、町とで連携して合同して通学路の点検を行い、分析、対策を行ないます。

2点目の本町における見守り体制につきましては、まず、民間警備会社に防犯パトロール業務を委託して実施しております。その業務は、児童の下校時の犯罪・事故・災害を未然防止するとともに、児童が安全に下校できるよう、夏休み等の休業期間を除く平日の午後に、青色回転灯を装着した車両で町内のパトロールを行うものです。

また、地域の方々で構成されるスクールガード102名による通学路の巡回を行うとともに、スクールガードの指導を行うスクールガードリーダー3名が3つの中学校区をそれぞれ受け持ち、学区内の学校への巡回指導や安全に対するアドバイスを行っております。

さらに、町社会福祉協議会の事業においても、253名の地域の安全見守り隊の方々、小中学校の登下校時に合わせて見守り活動を行ってくださっております。

今後も地域や関係機関と一体となって、子供たちの安全確保に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 次に、3点目についてお答えいたします。

現在、交通安全指導員の数は14名で、交通安全指導員の皆様には、毎朝、町内各小中学校の通学路において、子供たちの安全確保のため、立哨指導や交通安全啓発活動等に携わっていただいているところでございます。

次に、4点目についてお答えいたします。

町では、子供たちを犯罪から守るため、防犯パトロール車、通称「青パト」による不審者等対策のほか、自治会による防犯組織の方々やシニアクラブ等のボランティアの方々に巡回をしていただき、見守り活動等のご協力をいただいているところでございます。

また、子供たちを事故から守るためとしまして、2年ごとに各小学校と合同で、通学路の危険箇所や要注意箇所の点検を行い、対策の検討や関係機関と協力して改善等を行っているほか、スクールガード等のボランティアの方々にも子供たちの見守り活動のご協力をいただいているところでございます。

町では今後も、子供たちを犯罪・交通事故から守るため、町民の自主的な防犯活動の促進や関係機関・団体と連携したパトロール活動の推進等の取り組み連携・協力体制の強化を図るなど、総合的な対策を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、私のほうから何点か再質問をさせていただきます。

まず、このアンケートを読ませていただこうと思うんですけども、「通学路に危険な場所があることが心配」というアンケートで、これ、書いてくださった方にちゃんと確認をとって読ませていただいているんですが、「先日、手を挙げて横断歩道を渡っているところを車がぶつかった。警察にその場で相談をしたが、信号は無理。信号をつけると車の渋滞など、命を一番に考えてくれない。次の日もその現場の状況さえ確認しに来てくれない。教育委員会が少し考えてくれてるようだ」というアンケートで、教育委員会にはこの話が行っているようなんですが、教育長、どうですか。このお話は聞いてますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 上三川町のことでしょいか。

○3番【海老原友子君】 はい。

○教育長【森田良司君】 私のほうに直接はまだ入ってはいないんですけども、担当のほうで対応しているのではないかと思います。もうちょっと確認はしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 まず、事故のほうですけども、近辺の方に「この辺は本当に危ないんですか」というお話を聞いたところ、ここでは昔から、昔からという話でしたけど、三、四件の小学生の事故がありましたというお話なんですね。それで、「そこに交通指導員さんって立っているの」と聞いたら、「いや、立ってません」ということなんですね。ちょうど役場から役場の西側を、開沼園芸さんのもうちょっと先にあるちっちゃな歩道のところらしいんですけど、そこで何回か事故があったよという

ことで指導員さんはそこについてないということなんですね。

現在、交通指導員さんは14名いらっしゃるということなんですが、先ほど町長がおっしゃっていたように2年に1回、上三川町通学路交通安全プログラムという、このようなものやったださっているんですよ。これ、26年9月で、ホームページにすると、また26年9月のが出てくるんですけど、2年に1回ずつ更新しているという形、更新というか話し合いをしているのであれば、今年で4回目になると思うんですね。4回目の更新という形になると思うんですが、これ、今まで更新してきたのが、文書の上で変わってはこなかったんでしょうか。その辺を伺います。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 2年に1度点検をしております、現在は更新をしているかと思えます。

それから、先ほどの交通事故の件ですけども、事故があったことについては私のほうでも把握してございます。いろんな要望があったことについては、担当のほうでお聞きしてるかと思うんですけども。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 このプログラムの目的の中に、安全推進委員会を設置しますということで、この関係機関のメンバーですね、上三川町教育委員会総務課事務局、上三川総務課、下野警察署、宇都宮土木事務所、上三川都市建設課、町立小学校7校、宇都宮国道事務所のそれで安全会議が設置されてるんですけども、これで見守りをしたときにですね、合同点検は小学校ごとに、先ほど教育長おっしゃいました。合同点検の体制は通学路安全推進会議のほかに、必要に応じて他関係者等が参加することにしますということなんですが、やはり地元のことを一番よく知っている人たちがそこに入っていないというのはちょっと私としてはどうなのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 メンバーの中には保護者の方も入っていただいております。それから、これまでは小学校区ということで中学校は入っていませんでしたが、今年度から中学校も加わっていくようなことで予定をしております。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 本当に上三川町としては人数が多いんだということ、先ほど地域安全見守り隊が53名、スクールガードが102名、パトロールの「青パト」が回っているということなんですが、交通指導員の現状は14名で足りていますでしょうか。伺います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 交通指導員について、私のほうから答弁いたします。

上三川町14人ということで、交通指導員につきましては人口当たり何人という基準が特にあるわけではございません。ただし、近隣市町と比較した場合、おおむね人口2,000人当たり1人の割合で交通指導員がいるというのが実情でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その交通指導員さんの立つ位置ですね。その方が朝、生徒さんを見守る立つ位置ですか。それは結構変動があるんでしょうか。結構ずっと同じところに立っているというか、それ

はどうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 交通指導員の任命に当たりましては、小学校のほうから父兄の方等を推薦いただいて任命しております。そういう関係もございますので、大方は場所指定で立っておりますが、場所によりますと、学校との協議の中で曜日ごとに場所を変えるというようなこともございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その14名の割り振りというのは、学校区ごとによって人数は違いますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 厳密に各学校に2名という割り当てをしているわけではございませんが、おおむね14人ということで、各小学校7校ということであると、おおむねそのようになっているということでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 済みません、私、更新しているのちょっとうまくできなくて、古いので申しわけないんですが、危険箇所この地図を見ると、危険だよというところが22カ所あるんですね。22カ所で、スクールガードさんとかいろんな方を対象として、交通指導員さん14名で足りませんか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 危険箇所22カ所というのは、ちょっと私、現物を見てないので何とも言えないんですが、現状は、学校との協議の中で14名の指導員さんを割り振っているというのが現状でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 学校区2名というと、ちょっと少ないかなという感じは私は個人的にはしちゃうんですけど、その中にスクールガードさんとか、それから、いろんな方がいらっしゃるんで大丈夫かなというふうな感じでいらっしゃるのかなというふうにちょっと感じました。

先ほど「青パト」のお話をしていましたが、6月の広報の中に「青パト」募集ですみたいなチラシが入りましたが、それはふやすんですか、それとも、補充ですか。補充のために募集しているんですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 見守り隊機動部隊ですかね、そちらの募集の件につきましては、各学校2名体制というものを目指して募集のほうをするというふうに聞いております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今回、新潟のとても悲しい事件が起きましたが、事故だけではなくて犯罪も防がなくてはいけないということで、私がこのホットスポットって書いたのは事故が起きるところじゃなくて犯罪が起きるであろう、そういう怪しいところとか危ないところを、町としては掌握してるのかなということで、ホットスポットはありますかという、分析をどのように進めてますかというお話をしたかったと思うんですけど、犯罪、子供を性犯罪とかそういうことから守るためのその危ないところ

ろというのは、どのように分析はしていますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 不審者情報等につきましては、学校と警察等との情報の交換をして、共有をしているところでございます。さまざまな情報がある中で、それらの情報を細かく分析することは、なかなか教育委員会だけでは難しい、限界があるものですから、警察の情報を基本にしながら共有をしているというところでございます。

現在、栃木県警察署のほうから、「ルリちゃんパトロールまっぷ」というようなところで、いろんな不審者情報、その他犯罪の情報が地図に示されております。それから、学校の安全ナビというようなことで、さまざまなおところから出てくる情報なども、やはり地区ごとに地図上に示されているところでございます。それらについて学校にも情報提供しているというような状況にございます。さらには、不審者が出る、あるいは犯罪が起きるといった場所と人目が少ないという場所とはまた別なおところがございませう。人通りの多いところでも、そのような事件・事故等は起こりますけれども、各学校ではそれぞれの学区の中で、人の目が届きにくいようなところを把握して、児童生徒に注意を喚起しているところでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 私は今、本当にスクールガードさんとか、ボランティアでやってくださっている方には本当に頭が下がる思いでございます。雨の日も風の日も暑い日も寒い日も、本当に子供のために思ってボランティアでやってくださっていることは、本当に子供のことを思ってやってくださっているんだなということで心より尊敬してまし、感謝もしてます。

交通指導員さんに関しては、報酬として974万4,000円が出ているということで、その報酬があるわけですね。でも、ボランティアさんたちは本当にその思いでやってくださっている。そういう人たちにもやっぱり少し何か考えたらいいんじゃないかなと。ボランティアポイントを考えてとか、そういうことを考えていったほうが、新潟市でも、やったけど割に合わないからやめるという方がとても多かったですね。そして、あんな悲しい事故が起きた。上三川でもそういうことが起きないように、ぜひね、そういうポイント制とか、ボランティアの人たちがもっともっとボランティアをやりやすいようにということを考えていく必要はあると思うんですけど、町長、それはいかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 さまざまな観点から子供たちの安全について検討してまいりたいと思います。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 遠い昔話ですけども、私の子供が幼稚園のときにですね、上三川学校区で連れ去り事件の未遂がありました。そのときに、私は子供にですね、「助けて」と言う練習をしてたら、近所の方が駆けつけてくれて、「何かあったの」というふうに駆けつけてくれましたが、今の地域的にちょっとそういう感情が薄れているという、地域の中でこのボランティアとか、それから、地域の皆さんたちがどういうふうに子供とかかわっていくかというのを、もうちょっと町が率先していったらいいんじゃないかなというふうに思います。

そして、今、全国でも、83運動というのがあって、8時と3時ごろに花に水をやってみたり、草を

とってみたり、それから、ベンチに座ってみたりとか、そういうふうに地域の目がここにあるぞというのが犯罪が起きるのが少なくなっていくということなので、そういうことを考えながら、子供の安全、交通事故、それから、ボランティアの人たちがボランティアをしやすく、そういうふうな形で、町としても取り組んでいただけたらなというふうに思います。本当にボランティアの方には頭が下がる思いですし、子供たちに本当に悲しい思いをさせるといのはどうかなというふうに思いますので、ぜひひそかに取り組んでいただけたらいいなと思います。

そして、最後にですね、「ヒヤリ・ハット」っていうんですけれども、ハインリッヒの法則ということで、1つの、1対29対30という比率があって、1個の大きな事故が起きるためには29の小さな事故があって、そして、300の割合ではとした体験があるということなんですね。そういうことを考えながら、やっぱり道路の雑草が伸びっぱなしとか、公園のごみが落ちっぱなしというのが目が行き届いてないということで、そういう目が行き届いている町なんだというまちづくりを地域の皆さんでするということ、今後、進めていくようにしていったらいいんじゃないかなということで、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほどですね、海老原議員さんのほうの質問の中で、町内の精神科のほうの病院についてはゼロということでご答弁させていただいたんですが、看板は上げてないみたいですけど、自立支援の医療、精神のほうですね、そういうのを指定を受けている医療機関が町内には2軒あるそうです。

以上でございます。

○3番【海老原友子君】 ありがとうございます。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日12日は休会とし、13日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後3時26分 散会